

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	鍵本 忠尚
【住所又は本店所在地】	東京都港区南麻布
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年7月19日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヘリオス
証券コード	4593
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ市場

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	鍵本 忠尚
住所又は本店所在地	東京都港区南麻布
事務上の連絡先及び担当者名	執行役 Richard P. Kincaid.
電話番号	03-5777-8250

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.6
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年7月10日
訂正箇所	令和元年7月19日に提出いたしました大量保有報告書の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正します。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

Goldman Sachs International及びNomura International plc（以下2社を「共同主幹事会社」と総称します。）との間で、令和元年7月10日から令和元年7月26日以降180日後の日までの期間について、共同主幹事会社を代表するGoldman Sachs Internationalによる事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わず、又は行わせない旨を令和元年7月10日付で合意しております。  
また、令和元年7月10日に、ゴールドマン・サックス証券株式会社との間で保有株3,500,000株について令和5年1月9日を期限とする株券等質借取引に関する契約を締結しております。

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

担保として、下記の金融機関に対して計1,500,000株を差し入れております。  
平成30年3月28日付 野村信託銀行株式会社 1,500,000株

Goldman Sachs International及びNomura International plc（以下2社を「共同主幹事会社」と総称します。）との間で、令和元年7月10日から令和元年7月26日以降180日後の日までの期間について、共同主幹事会社を代表するGoldman Sachs Internationalによる事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わず、又は行わせない旨を令和元年7月10日付で合意しております。  
また、令和元年7月10日に、ゴールドマン・サックス証券株式会社との間で保有株3,500,000株について令和5年1月9日を期限とする株券等質借取引に関する契約を締結しております。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	1,250
--------------	-------

借入金額計（X）（千円）	300,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成24年10月12日株式分割（1:3）により190,000株を取得。 平成26年12月10日株式分割（1:100）により28,512,000株を取得。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	301,250

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	1,250
借入金額計（X）（千円）	300,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成24年10月12日株式分割（1:3）により190,000株を取得。 平成26年12月10日株式分割（1:100）により28,512,000株を取得。 平成30年11月1日から令和元年2月28日にかけて430,000株を処分。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	301,250